９．その他 ～ 公害苦情の状況

１　公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

２　処理期間　：　平成 26 年 4 月　～　平成 27 年 3 月

３　公害苦情の概況

⑴　苦情件数

平成 26 年度の公害苦情の申立件数は 126 件で、前年度（119 件）に比べて、7 件増加しました。

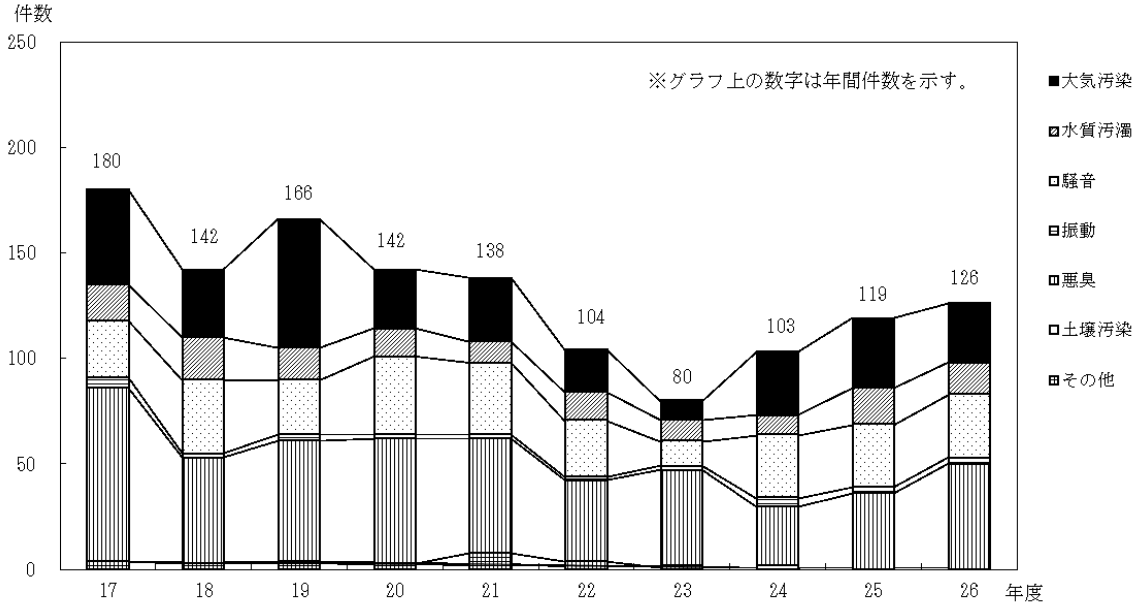

図－1　過去 10 年間の種類別苦情件数

⑵　公害種類別の内訳

平成26年度の公害種類別の内訳及び過去10年間の種類別苦情件数の推移は図－1のとおりです。

件数が多い順に悪臭 49 件(約 39%)、騒音 30 件(約 24%)、大気汚染 28 件(約 22%)、水質汚濁 15 件(約 12%)、振動 3 件(約 2%)、その他 1 件(約 1%)となりました。

なお、平成 25 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 7 万 7 千件が報告されており、うち典型 7 公害が約 5 万 3 千件（約 69%）を占め、その内訳は大気汚染 31%、騒音 31%、悪臭 20%、水質汚濁 14%、振動 4%、土壌汚染等 0.4%となっています。